

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十三条の規定により、次の指定養育医療機関の開設者から指定辞退の申出があったので、母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定養育医療機関の名称及び所在地

医療法人愛生会内科・婦人科クリニック

埼玉県久喜市久喜中央四丁目三番一号

二 指定辞退年月日

平成二十九年五月一日